

2016年9月2日

## 中国 Pearl River 排出規制エリア内 Shenzhen 港における低硫黄燃料油 (0.5% mm 以下) 使用についての Shenzhen 当局発行の正式通達

既に案内した通り、Shenzhen 当局は Shenzhen 寄港船舶に対して同港着棧中、低硫黄燃料油 (0.5% mm 以下) を使用することを求める規制を 2016 年 10 月 1 日から実施する予定である。この実施について、2016 年 8 月 30 日、Shenzhen 当局は正式通達を発行した。要点は次の通りである。

1. 2016 年 10 月 1 日以降、Shenzhen 港 (Yantian, Shekou, Chiwan, Mawan, Dachan Bay を含む) に寄港する船舶は、着棧中、硫黄分 0.5% mm 以下の燃料油を使用しなければならない (具体的には、着棧から 1 時間経過後から離棧の 1 時間前までを指す)。通達における「着棧時間」とは、本船の最初のケーブルが固縛されたときから全てのケーブルが解かれたときまでをいう。
2. 船舶は、当局が実施する検査に備えて、エンジンログ、燃料油供給証明書、燃料切替え手順書や油記録簿等、燃料使用についての関連書類を本船上に保持しなければならない。
3. 船舶は、Shenzhen 寄港時に低硫黄燃料油使用の要求を満たせない場合は、特定の状況下では Shenzhen MSA に免除や例外の申請をすることができる。船会社や代理店は Shenzhen MSA に書面で申請書と関連書類を提出し、承認を受ければ低硫黄燃料油の使用が免除される。該当する状況は次の通り。

### (1) 免除

- i) 船舶が、入港前にあらゆる努力をしたが低硫黄燃料油の入手が不可能であったことを示す十分な証拠を提出することができる場合。
- ii) 船舶が、低硫黄燃料油使用のためには本船の改修が必要であり、かかる改修が 2017 年 1 月 1 日までに完了することが確実であることを示す十分な証拠を提出することができる場合。
- iii) 船舶が、着棧中の低硫黄燃料油の使用は本船にとって危険であることを示す十分な証拠を提出することが出来る場合。

### (2) 例外

船舶が、不可抗力あるいは他の緊急事態によって低硫黄燃料油使用の要求に従うことができなくなったことを示す十分な証拠を提出できる場合、船舶は直ちに VHF、電話あるいは他の通信手段によって MSA へ通知し、その後、書面で証拠を提出しなければならない。MSA が上記状況が真実であると確認した場合、船舶は罰せられない。

4. 船舶は低硫黄燃料油の代替手段を用いることが可能である。代替手段として、陸上電源、LNG や他のクリーンエネルギー／電力以外を使用する場合は、**Shenzhen Residential Environment Committee** 及び **Shenzhen MSA** の双方から事前承認を得なければならない。
5. **Shenzhen MSA** は寄港船舶の監督を強化する。要求を満たさない燃料を使用する船舶は中華人民共和国 **Air Pollution Prevention Law** の第 106 条に従って罰金を課せられる。
6. 通達における「船舶」とは、軍用船舶、漁船やスポーツ用船舶を含まない。

以上より、2016 年 10 月 1 日以降 **Shenzhen** 港に寄港する際には関連要求を満たして本船の遅延や罰金を避けるべく必要な対応を取るよう、船主殿に推奨する。

以上